

議案第106号

世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区玉川総合支所の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区支所の設置及び組織に関する条例（平成2年11月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区玉川総合支所の項中「東京都世田谷区等々力二丁目28番5号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。